○北山村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成十七年三月三十日

要綱第一号

改正　平成一九年五月一日要綱第九号

平成二〇年三月二八日要綱第二号

北山村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成十四年要綱第一号）の全部を改正する。

（目的）

第一条　この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）を設置する者に対し、北山村が交付する北山村浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象、補助金額その他交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が九十％以上、放流水のBODが二十mg／l（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。ただし、浄化槽設置整備事業で使用できる

浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「協議会」という。）に登録し

た浄化槽とする。

二　単独処理浄化槽　し尿のみを処理する浄化槽とする。

三　転換　既存の建築物において、くみ取り便槽、単独処理浄化槽を浄化槽に入れ替える事をいう。

四　配管設備　浄化槽を接続する配管をいう。

五　県浄化槽取扱要綱　浄化槽の取扱に関して和歌山県が定めた和歌山県浄化槽取扱要綱（平成十四年三月一日施行）をいう。

（補助対象地域）

第三条　補助金の対象となる地域は、村内全域とする。

（補助対象となる浄化槽）

第四条　補助金の対象となる浄化槽は、「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成四年十月三十日付け衛浄第三四号。厚生省生活衛生局水道環境部浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽であって、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されたものとする。

（補助対象者）

第五条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象となる地域内において、補助対象人員が五十人以下の浄化槽を設置（単独浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合及び単独浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）も含む）しようとする者とする。（ただし、処理対象人員が十一人以上五十人以下にあっては、次に掲げる建物に浄化槽を設置する者を対象とする。）

一　住宅（専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね二分の一以上を自らの住居の用に供する建物をいう。）

二　飲食店その他の店舗付き住宅であっても自らの居住の用に供している建物

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認の申請又は浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五条第一項の届出を行わずに浄化槽を設置する者

二　住宅を借りている者で、所有者の承諾が得られない者

三　販売の目的で合併処理浄化槽付きの住宅を建築する者

四　村税を滞納している者

（補助金額）

第六条　村長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金の額は、別表のとおりとし、浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とする。

3　浄化槽の設置に伴い、既存単独処理浄化槽の撤去が必要な場合は、撤去に要する費用と90,000円とを比較して少ない方の額を前項の補助金の額に加算する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4　転換を行う場合は、配管設備に係る費用に2分の1を乗じた額と300,000円とを比較して少ない方の額を前項までの補助金額に加算する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第七条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

一　県浄化槽取扱要綱の規定に基づき保健所長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書（補助金申請用）

添付書類

①　法定検査（七条検査）受理書

②　誓約書

③　処理対象人員算定表

④　付近見取図（設置場所、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

⑤　配置図（導入・放流経路、建築物及び浄化槽の位置を明示すること。）

⑥　建築物平面図

⑦　国土交通大臣の認定書（型式適合認定書等を含む。）の写し及び浄化槽の構造図

二　浄化槽工事見積書（第二号様式）

三　既設の単独浄化槽の設置状況写真（単独浄化槽から転換を行う場合）

四　登録証（全浄協）

五　登録浄化槽管理票（C票）

六　小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会終了書又は昭和六十三年度以降に浄化槽法第四十二条第一項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し

七　村税納税証明書（納期限到来分に未納額がない旨の証明）

八　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

（交付決定）

第八条　村長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

なお、前条の補助金交付申請書の添付書類に不備がある場合は、村長は当該申請書を受理しないものとする。

２　村長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に補助金交付決定通知書（第三号様式）を、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書（第四号様式）により通知するものとする。

（変更承認申請）

第九条　前条第一項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第二項の規定による補助金交付決定通知を受けた後において、当該補助金の交付申請内容を変更する場合又は当該補助金に係る事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（第五号様式）を村長に提出してその承認を受けなければならない。

２　交付決定者は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は当該補助金に係る事業の遂行が困難となった場合は、二月十日までに村長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第十条　交付決定者は、補助金に係る事業の完了後一月を経過した日又は当該年度の三月三十一日のいずれか早い日までに実績報告書（第六号様式）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

一　県浄化槽取扱要綱の規定に基づき保健所長に提出し受理を受けた浄化槽設置完了届（補助金申請用）

添付書類　浄化槽工事自主検査チェック票及び工事写真（カラーコピー可）

二　浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し

三　浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事に係る交付決定者あての請求書の写し若しくは浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事のために交付決定者が支払つた額に係る領収書の写し（くみ取便槽から転換を行った場合は、配管設備に要した費用の明細が確認できること。また、単独浄化槽から転換を行った場合は、配管設備に要した費用と単独浄化槽の撤去処分費用の両方の明細が確認できること。）ただし、工期の都合上等領収書の写しを添付できない事情がある場合には、交付決定者の浄化槽設置工事支払い確約書（第七号様式）

四　保証登録書（全浄連）

五　単独浄化槽の撤去工事写真、浄化槽使用廃止届の写し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（※単独浄化槽から転換を行った場合）

六　配管設備に係る工事写真（※くみ取便槽又は単独浄化槽から転換を行った場合）

七　前各号に掲げるものの他、村長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第十一条　村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金に係る事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第八号様式）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第十二条　村長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第九号様式）による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消）

第十三条　村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

一　不正の手段により補助金を受けたとき。

二　補助金を他の用途に使用したとき。

三　補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第十四条　村長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（設置工事の確認）

第十五条　村長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

（浄化槽設置者又は管理者の責務）

第十六条　浄化槽の設置者又は管理者は、県浄化槽取扱要綱に定めるところにより浄化槽法に基づく保守点検及び清掃を定期的に実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

２　浄化槽の設置者又は管理者は、浄化槽の使用開始後六月を経過した日から二月以内に浄化槽法第七条の規定による水質検査（以下「七条検査」という。）を受けなければならない。また、その後一年に一回は、浄化槽法第十一条の規定による水質検査（以下「十一条検査」という。）を受けなければならない。

３　補助金の交付を受けた者は、次に掲げる結果を村長に報告しなければならない。この場合において、第二号及び第三号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

一　七条検査の結果

二　浄化槽法第十条第一項の規定による保守点検および清掃の結果

三　十一条検査の結果

四　前各号のほか、村長が必要と認めるもの

（報告等）

第十七条　村長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

２　補助金の交付を受けた者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対し協力をしなければならない。

（下水道等汚水処理施設への接続）

第十八条　この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けて浄化槽を設置した者は、下水道等汚水処理施設の整備がなされたときは、その施設に接続しなければならない。

（その他）

第十九条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

附　則（平成一九年要綱第九号）

この要綱は、平成十九年四月一日から適用する。

附　則（平成二〇年要綱第二号）

この要綱は、平成二十年四月一日から適用する。

この要綱は、令和二年四月一日から適用する。

別表１（第六条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 人槽区分 | 限度額 |
| 五人槽 | 三三二、〇〇〇円 |
| 六人槽～七人槽 | 四一四、〇〇〇円 |
| 八人槽以上 | 五四八、〇〇〇円 |

第１号様式（第７条関係）

第２号様式（第７条関係）

第３号様式（第８条関係）

第４号様式（第８条関係）

第５号様式（第９条関係）

第６号様式（第10条関係）

第７号様式（第10条関係）

第８号様式（第11条関係）

第９号様式（第12条関係）